

# 法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画

〔 2005年（平成17年）4月6日  
法務省情報化統括責任者（CIO）決定 〕

## 第1 業務・システムの概要

現在，法務省が保有するネットワークは，

- 1 本省と，所管各庁（法務局，地方法務局，最高検察庁，高等検察庁，地方検察庁，矯正管区，矯正研修所，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院，地方更生保護委員会，保護観察所，地方入国管理局等，主に都道府県単位で地方拠点となる機関を指す。以下同じ。）及びその出先機関（支局，支部，出張所等を指す。以下同じ。）の一部を接続した広域ネットワークである法務総合情報通信ネットワーク（以下「法務省WAN」という。）
- 2 法務省WANに接続された所管各庁とその出先機関の間を，各業務・システムを所管する組織（以下「組織」という。）単位で，専用回線やISDN回線アイエスディーエヌなどにより接続し運用を行っているネットワーク（以下「個別回線」という。）
- 3 登記情報システム専用に登録業務の電算化を実施している登記所を接続した登記情報ネットワーク
- 4 出入国管理システム専用に入出国管理業務を行っている機関を接続した出入国管理ネットワーク
- 5 公安調査業務専用公安調査局及び公安調査事務所を接続した公安電算ネットワーク
- 6 本省，所管各庁及び出先機関における構内ネットワーク（以下「LAN」という。）

である。

法務省におけるネットワークの最適化に当たっては，これらの各ネットワークの統合により一府省一ネットワークを実現するとともに，セキュリティを維持・強化しつつ，コスト抑制の下で内部管理業務等を含めた行政の情報化及び業務・システムの最適化に必要な回線容量の拡張とネットワークに接続する機関の拡大を推し進め，安全性，信頼性，利便性の確保及び個人情報の保護を図ることを基本理念とす

る。

## 第2 最適化の実施内容

法務省のネットワークは次に掲げる最適化を実施する。この最適化により、現行のネットワーク規模を前提とすると、年間約1.2億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

### 1 ネットワークの一元化と法務省WANの構成の変更

#### (1) ネットワークの一元化

法務省のネットワークの一元化は、法務省が保有するすべてのネットワークを対象とし、法務省WANをベースとしてその他のネットワークを順次統合し、法務省情報ネットワーク（以下「法務省NW」という。）と呼称を改めた上で一府省一ネットワークを実現するための基盤となるネットワークとして再構築する。

平成17年度においては、供託手のオンライン化に対応するため、現行の法務省WANに接続している約400か所に加え、法務局・地方法務局の支局及び一部の出張所に当たる約300か所について、法務省NWに統合することとする。

なお、登記情報ネットワーク及び出入国管理ネットワークについては、それぞれいわゆる旧式（レガシー）システムである登記情報システム及び出入国管理システムにおいて利用していることを考慮し、各システムの最適化の進ちょく状況を勘案しつつ検討を行い、登記情報ネットワークについては、平成22年度末を目途に、出入国管理ネットワークについては、平成21年度を目途に法務省NWに統合するものとする。また、外局である公安調査庁が管理している公安電算ネットワークについては、平成20年度を目途に回線の一元化を基本とした統合の実現を検討する。

#### (2) 法務省WANの構成の変更

法務省WANは、構築当時において費用面を考慮した上で、安全性・信頼性が最も高かったATM回線網を基幹回線とした構成であるが、一府省一ネットワーク化の実現、ネットワークを利用するシステムが必要とする回線容量の拡張及び出先機関に対する整備の拡大を考慮し、ネットワーク上における情報の安全性を確保しつつ、運用管理コストの大幅な削減を図るため、広域イーサネット等を利用した高速かつ低料金のネットワークサービスを活用する構成に変更することとする。

これにより、上記のとおり、既存の法務省WANの構成を新ネットワークサービスに変更した場合、年間約4,900万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

## 2 インターネット接続の一元化

法務省WANでは、アクセスポイントと所管各庁及びその出先機関の一部を接続する支線回線が原則64Kbps（キロ・ビット・パー・セコンド）と回線容量が小さく、さらに、インターネット利用環境も万全ではないことから、インターネットへの接続は行っておらず、所管各庁及びその出先機関において必要に応じてインターネット接続をスタンドアロン環境にあるパソコンにより各種通信回線を利用して行っていた。

しかし、オンライン申請による行政手続の申請などインターネット環境を高度に利用する社会に対して、行政機関としての対応を円滑に行うため、法務省NWに接続する機関においては、特別な理由のある場合を除き、平成17年度において、スタンドアロンパソコンによるインターネット接続を廃止し、法務省NW内で整備する一元的な管理が可能なインターネット接続環境を利用することとする。

これにより、法務省NWに接続する機関において、平成17年度にインターネットの利用が可能になる端末は、約2,000台（うちスタンドアロンパソコン約800台）から約7,500台に増加する。また、約800台のスタンドアロンパソコンによるインターネット接続を廃止し、法務省NWを利用してインターネット接続を行うことにより、年間約500万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

## 3 グループウェアによる他組織との情報共有手段の確保

法務省WANでは、組織単位にグループウェアシステムを構築し、同一の組織間で情報の共有を行っており、異なる組織間では、全省的な情報共有手段として、本省及び所管各庁相互で利用することのできる共通のグループウェアシステムを本省に整備し、所管各庁に1台ずつ設置した端末により、電子メール、電子掲示板を利用して情報の共有を実現していた。

しかし、行政情報の電子化が促進され、表計算ソフトやデータベースソフトにより電子データを効率的に利用する方策が普及し、その結果、組織を越えた情報共有においても、同一データの再入力などの非効率な作業を回避するため、電子データそのものの受け渡し可能なシステムの構築が求められることになった。

そのような場合、異なる組織間における情報共有が所管各庁に1台ずつ整備した端末でしか行うことができないのは、著しく非効率であり、業務の円滑な処理の妨げとなることから、将来的には、グループウェアを統一し、電子メール環境や電子掲示板環境などを法務省内の全端末で共有することで利便性及び効率性の向上を図ることとし、全国の法務省職員のアカウント及びアドレスを一元的に整備・管理する方法を始め、省内統一で使用するに足りるグループウェアの機能の整理・選定方

法等について平成19年度末を目途に検討を行う。グループウェアを統一するまでの間については、既存のグループウェア間におけるメール交換を実現し、情報共有を可能とする手段を整備する。

これにより、法務省NWに接続するすべての端末間で情報共有が可能となるので、これまで整備していた全省共通のグループウェアシステム（専用端末を含む。）を廃止することが可能となり、年間約6,200万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

#### 4 運用管理業務の一元化

法務省WANにおいては、回線及び機器を含めたネットワークの障害確認及び復旧に係る連絡・確認業務について、既に一元化されているが、個別回線、登記情報ネットワーク、出入国管理ネットワーク及びLANについて、法務省NWに統合する中で運用管理業務も一元化し、効率化を図る。

インターネット接続については、前記2のとおり、法務省NW環境の中で、セキュリティ対策等について一元的な管理を行い、効率化を図る。

グループウェアについては、前記3のとおり、一元化後はアカウントやアドレス等のユーザー管理及びシステム保守等の運用管理業務を統合することにより効率化を図ることは可能になる。しかし、全国の法務省職員が、法務省NWを利用する場合、どのような方法で運用・管理するかにより、一元化後に必要な経費が大きく異なることになるので、今後、グループウェアの統合を検討する取組の中で運用管理に関する経費及び業務処理時間の削減を図る。

#### 5 セキュリティ対策

##### (1) 通信データのセキュリティ対策

法務省NWでは、行政情報の電子化の範囲が拡大するに伴い、ネットワーク上で取り扱う個人情報が増加していること、法務省内で業務上取り扱う個人情報が前科に関する情報や被収容者情報など個人情報の中でも特に秘匿性が高いものであること、などを考慮し、平成17年度において、広域イーサネット等までのアクセス回線とそれらネットワーク網内での通信データについては暗号化等の技術を活用し、通信データの安全性を確保するものとする。

##### (2) インターネット接続のセキュリティ対策

インターネット接続を一元化することにより、ウィルス対策用のパターンファイル配信の一元管理、インターネット接続口に対するファイアウォールによる通信制御や不正侵入監視装置による監視を包括的かつ重点的に行う。

##### (3) 法務省情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策

上記(1)，(2)に加え，特に，ネットワーク上で取り扱う個人情報の保護を図るため，法務省情報セキュリティポリシーを踏まえ，ネットワークにおける統合的なユーザ管理・認証，情報へのアクセス制限（不正アクセス対策）等，必要なセキュリティ対策の整備・強化を図る。

## 6 障害対策

### (1) ネットワークにおける障害対策

法務省NWにおいては，ネットワークの安定稼働を確保するため，平成17年度において，二重化を考慮した広域ネットワーク回線及びネットワーク機器の整備を行う。

### (2) インターネット接続環境における障害対策

インターネット接続環境の安定稼働を確保するため，平成17年度において，インターネット回線及びインターネット接続に関連する機器の二重化を図る。

## 7 府省間及び地方公共団体とのネットワークの接続

府省間を結ぶネットワーク回線及び国と地方公共団体との間を結ぶ専用ネットワーク回線は，原則として，霞が関<sup>ワン</sup>及び総合行政ネットワーク（<sup>エルジーワン</sup>LGWAN）を活用する。

## 8 ネットワーク周辺機器の整備

法務省<sup>ワン</sup>WANを利用している各業務・システムは，現状の法務省<sup>ワン</sup>WANを前提にした構成となっているが，法務省NWの構築を踏まえて，サーバ等について可能な限り集約するとともに，プラットフォームの統一化を図り，システムの整備及び運用に関する経費の削減を図ることとする。

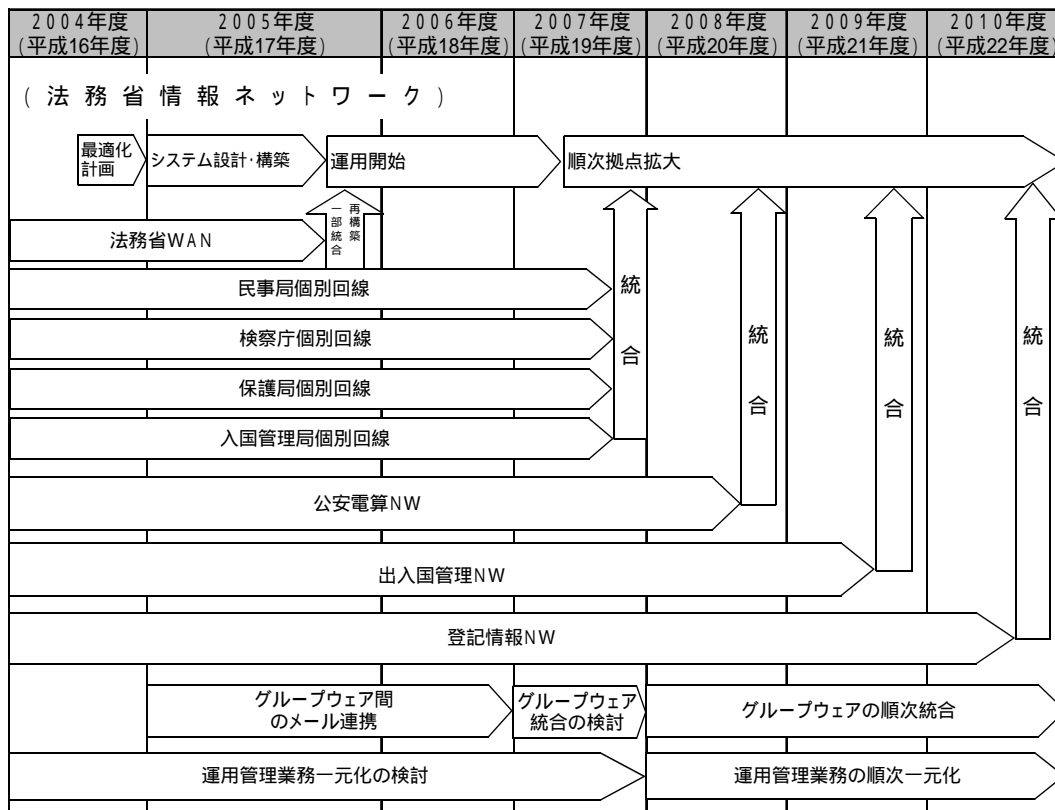
法務省NWに接続する端末は，原則として既存のネットワークに接続する端末を用いることとするが，ネットワークの高速化に伴い，必要な処理能力に満たない端末については，導入コスト及びトラブル対応コストの抑制を考慮し，さらに，標準化の検討・推進を行いつつ，順次適切な処理能力を有する端末に更新する。

また，端末等のネットワーク周辺機器については，内部管理業務等を含めた行政の情報化及び業務・システムの最適化に適切に対処するための必要数が導入されていない組織は，必要に応じて整備を行う。

## 9 その他

最適化計画の実施に当たっては，最適化計画策定後の情報通信技術の進展，製品化動向，ネットワークの統合状況等を踏まえ，経費及び業務処理時間の削減効果を明らかにしつつ，必要に応じ，最適化計画の見直しを行うこととする。

### 第3 最適化工程表



### 第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。